

IASB Update

2022年6月

IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及びIFRIC®解釈指針に関するIASBの最終的な決定は、IFRS財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」に示されており正式に書面投票が行われる。

IASBは2022年6月20日から22日に会議を行った。

目次

リサーチ及び基準設定

- [IFRS 第9号の適用後レビュー — 分類及び測定（アジェンダ・ペーパー-3）](#)
- [資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー-5）](#)
- [持分法（アジェンダ・ペーパー-13）](#)
- [基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー-21）](#)
- [共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー-23）](#)
- [IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー-30）](#)
- [開示に関する取組み— 公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー-31）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー-12）](#)
- [金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（IFRS 第9号の修正）（アジェンダ・ペーパー-16）](#)

リサーチ及び基準設定

IFRS 第9号の適用後レビュー — 分類及び測定（アジェンダ・ペーパー-3）

IASBは2022年6月21日に会合し、IFRS第9号「金融商品」の適用後レビューからのフィードバックについて議論した。特に、IASBは次のことについて議論した。

- a. 企業が公正価値の変動をその他の包括利益に表示することを選択した資本性金融商品についての利害関係者の意見の分析
- b. 文献レビューのアップデート

IASBは何も決定を求められなかった。

関連情報

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去のIASB Updateはこちら](#)

要約のポッドキャスト

[過去のIASBボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）はこちら](#)

次のステップ

IASBはこのトピックについての議論を継続する。

資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

IASBは2022年6月20日に会合し、契約条件の実質が契約の条件変更を伴わずに変化する場合の、企業が発行した金融商品の金融負債又は資本への分類変更についての議論を継続した。

IASBは、IAS第32号「金融商品：表示」に分類変更に関する全般的な要求事項を追加して、契約外の状況の変化から生じた契約条件の実質の変化の場合を除いては分類変更を禁止とすることを暫定的に決定した。このアプローチは、IAS第32号ですでに要求されている分類変更には影響を与えない。

10名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASBはまた、契約条件の実質が契約外の状況の変化により変化する場合に、次のようにする旨を明確化することも暫定的に決定した。

- a. 資本から分類変更された金融負債は、分類変更日現在の公正価値で測定される。資本性金融商品の帳簿価額と金融負債の公正価値との差額は、資本に認識される。10名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 金融負債から分類変更された資本性金融商品は、分類変更日現在の金融負債の帳簿価額で測定される。利得又は損失は認識されない。10名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- c. 分類変更は、状況の変化が生じた報告期間に会計処理される。10名のIASBメンバーのうち8名がこの決定に賛成した。

IASBはまた、分類の変更及びそれが測定に与える影響（もしあれば）を財務諸表利用者がよりよく理解することを助ける上で開示が重要であることも認識した。

次のステップ

IASBは、プロジェクト計画に示された他のトピックについて今後の会議で議論する。

持分法（アジェンダ・ペーパー13）

IASBは2022年6月21日に会合し、2022年4月の会議で開始された適用上の疑問点についての議論を継続した。投資者が重要な影響力を維持しつつ関連会社に対する追加の持分を購入する（又は持分を処分する）場合に、持分法会計をどのように適用するのかという問題である。

IASBは、持分法会計の適用に対するIASBが選好するアプローチの分析を、代替的なアプローチの含意とともに検討した。

重要な影響力を維持しながらの関連会社に対する追加の持分の購入（及び持分の処分）（アジェンダ・ペーパー13A）

IASBは、重要な影響力を維持しつつ、追加の持分の割安購入に選好するアプローチを適用する投資者は、割安購入益を純損益に認識することになると暫定的に決定した。

10名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASBは、重要な影響力を維持しつつ、部分的な処分に選好するアプローチを適用する投資者は、関連会社に対する投資の帳簿価額のうち認識の中止を行うべき部分を、次の方法で測定することになると暫定的に決定した。

- a. 個別法（投資の処分される具体的な部分及びその原価を投資者が識別できる場合）

b. 後入先出法（投資の処分される具体的な部分が識別できない場合）

IASB は、重要な影響力を維持しながらの部分的処分に対して選好するアプローチを投資者が適用する場合に、関連会社に対する投資の帳簿価額のうち認識の中止を行うべき部分を測定する実務的方法を採求することを決定した。

10名のIASBメンバーのうち6名がこれらの決定に賛成した。

関連会社の純資産のその他の変動（アジェンダ・ペーパー13B）

IASB は、関連会社の純資産のその他の変動のうち投資者の所有持分を変化させるものに対して選好するアプローチを適用する方法について議論した。

IASB は、この適用上の疑問点について今後の会議で引き続き議論することを決定した。

10名のIASBメンバーのうち9名がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は本プロジェクトの範囲に含まれる適用上の疑問点について今後の会議で引き続き議論する。

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

IASB は 2022 年 6 月 20 日に会合し、公開草案「全般的な表示及び開示」における下記に関する提案を再審議した。

- 追加的な科目及び小計についての全般的な要求事項
- 経営者業績指標を表示するための列の使用

経営者業績指標を表示するための列の使用、並びに追加的な科目及び小計についての全般的な要求事項（アジェンダ・ペーパー21A）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 公開草案に付属している結論の根拠の BC31 項及び BC165 項における議論に基づいて、財務業績の計算書において表示する追加的な科目及び小計は、会計基準で要求されている区分の構成に合わせるという要求を追加する。10名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 財務業績の計算書において経営者業績指標を表示するために列を使用することを明示的に禁止するという提案を撤回する。10名のIASBメンバーのうち9名がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は本プロジェクトの提案を今後の会議で引き続き再審議する。

共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）

IASB は 2022 年 6 月 21 日に会合し、共通支配下の企業結合に関するプロジェクトについて議論した。

IASB は、概念的に取得法及び／又は簿価法を共通支配下の企業結合に適用すべきかどうかについて議論した。特に、IASB は次の点について議論した。

- a. 共通支配下の企業結合と IFRS 第 3 号「企業結合」の対象となっている企業結合との類似点及び相違点
- b. 移転先企業の財務諸表の利用者の種類及び IFRS 第 3 号の対象となっている企業結合と比較した場合の当該利用者の情報ニーズ

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は、今後の会議で、測定方法の選択についての議論（コストの制約などの実務上の考慮を含む）を継続する。

IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）

IASB は 2022 年 6 月 22 日に会合し、第 2 次包括レビューの一部として IFRS for SMEs 会計基準の修正を提案すべきかどうか、及び提案するとした場合の提案方法について議論した。

公開草案に向けて—公的説明責任についてのガイダンス（アジェンダ・ペーパー30A）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. モジュール 1「中小規模の企業」からの公的説明責任についてのガイダンスを、IFRS for SMEs 会計基準に含めない。
- b. モジュール 1「中小規模の企業」からの公的説明責任についてのガイダンスを、会計基準書案「公的説明責任のない子会社：開示」が最終確定される際に含めない。
- c. 会計基準書案「公的説明責任のない子会社：開示」が最終確定される際に、当該会計基準書を補強するための教育的資料として、モジュール 1 を IFRS 財団のウェブサイト上で公開する。

10 名の IASB メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成した。

公開草案に向けて—IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に対する追加的な簡略化（アジェンダ・ペーパー30B）

IASB は、IFRS for SMEs 会計基準の第 23 号「収益」を IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に合わせるための修正を、次の点について簡略化した上で提案することを暫定的に決定した。

- a. 追加の財又はサービスに対する顧客の選択権 — SME は次のことを要求される。
 - i. 重要性がある権利を顧客に提供する選択権（契約更新の選択権を除く）を独立した履行義務として会計処理する（そうすることの影響が個々の契約に対して重大である場合）
 - ii. 契約更新の選択権を、予想される契約期間及び対応する予想対価に基づいて会計処理する。
- b. 本人なのか代理人なのかの検討 — SME は、次のいずれかの場合には本人として行動しているものと判定される。
 - i. 顧客に提供されるべき別個の財又はサービス（又は財若しくはサービスの別個の束）を、当該財又はサービス（又は別個の束）が顧客に移転される前に SME が支配している場合
 - ii. 当該財又はサービスを提供するという約束の履行について SME が主たる責任を負っている。
- c. 製品保証 — 顧客との契約に製品保証が含まれていて、顧客が製品保証を独立して購入する選択権がない場合に、当該製品保証が当該契約に対して重大であるならば、SME は、製品が合意された仕様に準拠しているという保証以外に当該製品保証が顧客にサービスを提供しているかどうかを評価することを要求される。
- d. ライセンス供与 — ライセンスは、SME が次のいずれかとなる活動を行うと見込んでいる場合には、SME の知的財産にアクセスする権利を顧客に提供するものと判定される。
 - i. 知的財産の実質を変更することによって、顧客が知的財産から得る便益に著しく影響を与えることとなる。
 - ii. 当該活動の有利な又は不利な影響に顧客を直接に晒すことによって、顧客が知的財産から得る便益に著しく影響を与える可能性がある。

- e. ディスカウント及び変動対価の配分 — SME は、ディスカウント及び変動対価を契約中の履行義務に独立販売価格の比率に基づいて配分することを要求される。ただし、独立した各履行義務の充足と交換に SME が権利を与えられると見込んでいる対価の金額がこの基礎では描写されない場合は除く。そのような場合には、SME は独立した各履行義務の充足と交換に SME が権利を与えられると見込んでいる対価の金額を反映する方法を使用することを要求される。
- f. 変動対価の配分 — SME が単一の履行義務を構成する一連の別個の財又はサービスにおいて約束した別個の財又はサービスを移転する場合には、SME は単一の履行義務を構成する別個の財又はサービスのすべてに変動対価を配分することを要求される。ただし、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に SME が権利を与えられると見込んでいる対価の金額がこれでは描写されない場合は除く。そのような場合には、SME は約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に SME が権利を与えられると見込んでいる対価の金額を反映する方法を使用することを要求される。

10 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB はまた、2022 年 2 月に行った暫定的な決定を再検討することも決定し、IFRS 第 15 号の要求に沿って、ほとんど同一で顧客への移転のパターンが同じである一連の別個の財又はサービスを移転する約束を独立した履行義務として会計処理することを SME に要求する（認めるのではなく）という IFRS for SMEs 会計基準の第 23 章の修正（すなわち、簡略化を伴わない）を提案することを決定した。

10 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB はまた、SME に次の開示を要求するように IFRS for SMEs 会計基準の第 23 章の修正を提案することも暫定的に決定した。

- a. 顧客との契約から生じた認識した収益を各区分に分解し、最低限、以下から生じた収益を区分して示す。
 - i. 財の販売
 - ii. サービスの提供
 - iii. ロイヤルティ
 - iv. 手数料
 - v. その他の重大な種類の収益
- b. SME が履行義務を充足する通常の時点（IFRS 第 15 号の第 119 項(a)に基づいて）

10 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB はまた、公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」の第 89 項、第 90 項、第 93 項及び第 97 項に基づく開示要求を IFRS for SMEs 会計基準の第 23 章に持ち込まないことも暫定的に決定した。

10 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

公開草案に向けて—IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版への移行（アジェンダ・ペーパー 30C）

IASB は次のことについての経過措置を提案することを暫定的に決定した。

- a. IFRS for SMEs 会計基準を IFRIC 解釈指針及び完全版 IFRS 会計基準の修正に合わせる修正
- b. IFRS for SMEs 会計基準の初度適用企業に対するガイダンス

IFRS for SMEs 会計基準において提案する経過措置は、関連する IFRIC 解釈指針及び完全版 IFRS 会計基準の修正についての経過措置を基礎とするが、次の点は除く。

- a. IASB が提案する予定である第 16 章「投資不動産」及び第 26 章「株式に基づく報酬」の修正を遡及適用する選択肢。IASB はこのような選択肢を含めないよう提案することを暫定的に決定した。したがって、企業は第 16 章及び第 26 章の修正を遡及適用することを要求される。

- b. 財務活動から生じた負債の変動の比較開示の提供の免除。IASB はこのような救済措置を提案しないことを暫定的に決定した。したがって、IASB が提案する予定である第 7 章「キャッシュ・フロー計算書」の修正を適用する企業は、財務活動から生じた変動（キャッシュ・フロー及びキャッシュ・フロー以外から生じた変動を含む）の比較開示を提供することを要求される。

10 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

デュー・プロセス及び書面投票プロセスの開始許可（アジェンダ・ペーパー30D）

IASB は、本プロジェクトについて開発中の公開草案について 180 日のコメント期間を設けることを暫定的に決定した。

10 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。

IASB は当該公開草案についてのデュー・プロセスの手順（書面投票プロセスを開始する許可を含む）について議論した。

10 名の IASB メンバー全員が、IASB は適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠しており、公開草案の書面投票のプロセスを開始するために十分な協議及び分析を実施していると納得した旨を確認した。

公開草案における提案に反対票を投じる意向を示した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

スタッフは書面投票のために公開草案を作成する。

開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）

IASB は 2022 年 6 月 22 日に会合し、「公的説明責任のない子会社：開示」のプロジェクトの方向性について決定した。

IASB は、公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」で示した新 IFRS 会計基準書の提案を進めることを決定し、新会計基準書の開発のためのプロジェクト計画について合意した。

10 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB はまた、次のことも暫定的に決定した。

- a. 新 IFRS 会計基準書に、2021 年 2 月 28 日現在で公表されている IFRS 会計基準における開示要求を含める。
- b. 2021 年 2 月 28 日より後に公表された IFRS 会計基準書における開示要求の修正は、新基準書の公表後に検討する。

10 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は公開草案に対するフィードバックについての議論を継続する。

維持管理及び一貫した適用

維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）

IASB は 2022 年 6 月 20 日に会合し、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正を提案した公開草案「特約条項付の非流動負債」（公開草案）に対するフィードバックについて議論した。当該公開草案につい

でのコメント期間は 2022 年 3 月 21 日に終了した。IASB は当該プロジェクトを進める方法についても議論した。

流動又は非流動への分類（アジェンダ・ペーパー12B）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. IAS 第 1 号の第 72A 項の修正案及び第 72B 項の追加を最終確定する。すなわち、IASB は、企業が報告日以前に遵守しなければならない特約条項のみが負債の流動又は非流動への分類に影響を与える旨を確認することを暫定的に決定した。
- b. 次のことについての追加的な明確化や適用指針は提供しない。
 - i. 決済を延期する権利に実質があるかどうかの判定
 - ii. IAS 第 1 号の第 74 項から第 75 項の適用
- c. 企業が決済を延期する権利を有さない状況に関して第 72C 項で提案した明確化を最終確定せず、その代わりに、第 72B 項で提案している要求事項は融資の取決めから生じた負債のみに適用される旨を定める。

10 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

区分表示及び開示（アジェンダ・ペーパー12C）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 特約条項付の非流動負債を区分して表示することを企業に要求するという提案を最終確定せず、その代わりに、そうした負債の帳簿価額を注記で開示するよう企業に要求する。
- b. 特約条項付の非流動負債に関する情報を開示することを企業に要求するという提案を、若干の修正を加えた上で最終確定する。具体的には、IASB は、企業が融資の取決めから生じた負債を非流動に分類し、当該負債が特約条項の対象となっている場合には、企業は当該負債が 12 か月以内に返済すべきものとなる可能性があるというリスクを投資者が評価できるようにする情報を開示することを要求される。これには次のことが含まれる。
 - i. 企業が遵守することを要求されている特約条項に関する情報（特約条項の内容及び企業がそれを遵守しなければならない日付）
 - ii. 企業が特約条項を遵守することを要求される場合に遵守が困難となる可能性があることを示唆する事実及び状況（例えば、企業が報告期間中又は報告期間後に違反の可能性を回避するか又は軽減させるために行動したこと）。そのような事実及び状況には、報告日現在の状況に基づいて企業が特約条項を遵守していないという事実も含まれる可能性がある。

10 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

経過措置及び発効日の延期（アジェンダ・ペーパー12D）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 本修正案を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用することを企業に要求する。
- b. 企業が本修正案又は「負債の流動又は非流動への分類」における修正（2020 年修正）を早期に採用することを認めるが、本修正案を 2020 年修正と同時に採用する場合のみとする。
- c. 2020 年修正の発効日を本修正案の発効日に合わせるために延期する。発効日は今後の会議で決定されるが、早くても 2024 年 1 月 1 日以後開始する事業年度とする。

10 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、修正案の発効日について、適用されるデュー・プロセスの手順への準拠とともに、今後の会議で議論する。

金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性 (IFRS 第 9 号の修正) (アジェンダ・ペーパー16)

IASB は 2022 年 6 月 21 日に会合し、IFRS 第 9 号「金融商品」における金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価についての要求事項を明確化するためのプロジェクトの範囲案及び目的案について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は今後の会議で要求事項の考え得る明確化について議論する。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。